

(続紙 1)

京都大学	博士（法 学）	氏名	福島 都茂子
論文題目	フランスにおける家族政策の「黄金時代」(1938-58年)の分析 ーヴィシー時代と戦後の連続性を中心にー		
（論文内容の要旨） 本論文は、フランスの家族政策の「黄金時代」（1938－58年）と呼ばれる時期について、個々の政策とその形成過程を検討し、それによって、20年という短期間に、第三共和制からヴィシー政府、そして戦後の臨時政府から第四共和制と3度も政治体制が激変したにもかかわらず、当該政策の「連続性」があったことを指摘しようとするものである。 第二次世界大戦の開戦からドイツ軍による占領、パリ解放から戦後政治体制の確立まで、多くの大事件が起こっているにもかかわらず、この時期をひとくくりにして「黄金時代」と呼ぶからには、何らかの連続性や共通性がなければならないが、この時期すべてを通して扱った研究は、日本のみならず欧米やフランスでさえも非常に少ない。また、このような激動の時期になんらかの連続性があるとするなら、その時期に顕著であった人口停滞という課題を共有していたことによるのか、それとも何らかの思想的な共通点があるのか。政策の連続性を指摘する研究はあっても、こうした疑問に答える研究はほとんどなかった。 その背景として考えられるのは、この「黄金時代」の中にヴィシー時代が含まれていることがある。ドイツ軍占領下で成立したヴィシー政府については、現在でもタブー感情が存在し、ヴィシー時代に関する実証研究はすべての分野において、なおわずかである。家族政策に関していえば、第三共和制末期からヴィシー時代にかけての連続性がしばしば指摘される反面、ヴィシー時代と戦後の連続性については言及されない。あるいは、戦後の家族政策の諸制度や組織について、戦前・戦中との「表面上」の連続性を指摘しながらも、イデオロギーが異なる点が強調されてきた。ここには、ヴィシー時代に対する強いバイアスの存在が見てとれる。さらに、戦後の臨時政府はヴィシー政府の正統性を明確に否定したにもかかわらず、家族政策の領域においては、早い時期に、ヴィシー政府の政策を継続することにしたが、その理由に関する研究は、皆無に等しい。 こうした問題関心から、特にその中でも先行研究の少ない分野であるヴィシー時代の政策を詳細に検討した上で、「黄金時代」全体の家族政策について、連続性を実証的に検討することが本論文の目的である。 序章では、「家族政策」を具体的に定義し、家族手当、税制、離婚、堕胎、プロパンダなどに着目する。他の先進諸国よりも早く、19世紀末から出生率低下を経験したフランスにとって、家族政策とは「出産奨励政策」とほぼ同義であった。その中心となる家族手当は、現在は社会保障の一部に組み込まれていることから、家族政策の歴史研究が、社会保障研究についての現代的意義も有することを指摘する。			

第一章では、家族政策の「黄金時代」の前史として、1900年から37年までを検討する。19世紀後半以降の出生率低下という事実が、広範に認識されるに至った過程を、当時の出版物を検討することで確認する。特に、普仏戦争の敗北が仏独間の兵力差であると理解され、出生率低下は「軍事力の弱体化」、すなわち「国防問題」であると認識されてゆく過程を検証し、世紀転換期には政治家たちも問題関心を共有するようになった、とする。

そのうえで、1900年から37年までの家族政策を検討する。20世紀初頭、人口停滞問題を扱う公的機関として政府が設立した人口減少院外委員会について、この委員会の成立過程における議論とその後の活動や政策の提案を詳しく検証し、これがアジェンダ設定をすることによって、後の時代に大きな影響を与えたこと、すなわち連続性の前提を確認する。続けて、未曾有の犠牲者を出した第一次大戦後、人口減少に対する危機感がより強くなり、家族政策も強化されていった過程を検討する。特にこの時期は、大戦前と異なる新たな政策が推進され、代表的なものとして1920年7月の「堕胎と避妊の取締り法」がある。これは出産を奨励するのではなく、堕胎を抑圧する政策であるが、どちらも出産奨励策のひとつと見なされた。また、公的制度としての家族手当が、1913年に貧窮多子家族に対する手当として開始され、1932年に法制化される過程を詳細にあとづけている。

第二章では、1938年から40年までの「黄金時代」が開始する時期の家族政策として、38年11月の家族手当統一化と、39年7月の「家族法典」の公布を検討する。家族法典は現在でも高い評価を受けているが、抑圧的な部分も含んでいたことをあわせて指摘する。

第三章では、1940年から44年までのヴィシー政府の政策を検証する。主なものは、家族手当の拡大、大規模なプロパガンダ、多子家族優遇、堕胎の厳罰化などである。ヴィシー時代には、特に抑圧的な政策も推進されたため批判が多いが、それらも含めてヴィシー時代の政策は、第三共和制末期から受け継いだものが多いことを指摘する。

第四章では、1944年から46年の戦後の臨時政府の政策を、特にヴィシー時代との連続性の有無という観点から検討し、ヴィシー政府に対する負の感情が広範に共有されていたにもかかわらず、結果的には多くの制度において、人事も含めて連続性がみられることを確認する。さらに、ここまでの各章において、それぞれの時期の政策決定者たちの思想も検討し、思想面の連続性についても確認する。

終章においては、46年から58年までの「黄金時代」の後半について検討し、基本的に46年までに成立した政策を継続していることを確認する。その上で、1900年から58年までのフランスの家族政策について、政治体制の激変にもかかわらず、家族政策には多くの共通性と連続性が存在し、思想にも共通性があることを指摘する。

以上のように、これまで具体的に検証されてこなかった、「黄金時代」の政策、すなわち1900年から58年までのフランスの家族政策には、基本的な部分で連続性が存在していることを実証的に検証する。特に、当該時期の半ばに存在

する ヴィシー時代に対するバイアスを排した分析を行い、戦前・戦中・戦後に一貫性がみられることを強調している。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

フランスのヴィシー時代については、政治的理由から歴史研究が極めて乏しく、近年ようやく研究が始まったとはいえ、この時期の政策は、すべてを批判するという立場が、なお大半である。

本論文の目的は、人口の停滞・減少という課題について、20世紀前半のフランスの政策を検討することである。1938年から58年は、フランスの家族政策の「黄金時代」と称されてきたにもかかわらず、期間半ばにヴィシー時代が存在していることもあり、具体的な実証研究は皆無に等しいが、はたして政策に連続性のある一時代を認めうるかどうか、本論文の考察課題である。

本論文はまず、19世紀末に人口の停滞が政治問題、特に対独軍事問題として認識された結果として、20世紀初頭に政府がその対策に着手したことを黎明期としてとらえ、後の家族政策の原型がこの時期に形成されたことを指摘する。次に、第一次大戦が未曾有の犠牲者を出した結果として本格的な政策形成が始まり、1920年には堕胎と避妊の取り締まり法が成立するが、この「抑圧」政策も当時は出産「奨励」策とみなされたことを明らかにする。

更に1932年の家族手当法制化に続いて、「黄金時代」の幕開けである38年には種々の家族手当が統一化され、翌39年には家族法典が成立する過程を検討し、手当の拡充だけでなく、同時に抑圧的とみなしうる制度が少なからず存在したと主張する。

ヴィシー時代には史料制約があるにもかかわらず、プロパガンダも含めて当時の政策を詳細に検証したことが本論文の大きな功績であり、これまで検証抜きに批判されてきた政策には手当の拡充という側面があったこと、抑圧的な政策の多くは第三共和制末期から受け継いでいることを実証的に明らかにする。終戦後の臨時政府は、ヴィシー政府のすべての法令を原則無効としたにもかかわらず、家族政策については法制度も組織も存続させており、際立った特異性がみられること、さらに根底にある出産奨励や家族主義など思想上の継続性があることを論証する。

このように本論文の意義は大きいといえるが、問題点がないわけではない。この時期は、政治体制の激変のみならず政党間の対立が熾烈なときであった。それにもかかわらず、なぜ家族政策だけは反対派もないまま継続されたのか、という疑問が十分解明されていない。単に、人口減少という現象が国防問題と認識されたというだけでは、政策の継続性を担保する理由として、やや弱いとの印象は免れがたい。

とはいえ、具体的な歴史研究の乏しいヴィシー時代を含めて家族政策の「連続性」を実証的に検討し、一貫した諸政策がとられた軌跡を詳細に検証したことは、従来の研究の穴を埋める重要な作業であり、学問的貢献といえよう。

以上の理由により、本論文は、博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成21年7月30日に調査委員3名が論文の内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。